

エルバルティ ベリーグ

法学研究科・准教授

【研究】

外国判決の承認執行の要件としての相互の保証について研究論文(2本)を公表した。

アフリカ国際私法原則(当事者自治)について(南ヨハネスブルク大学[南アフリカ])、イスラム諸国における親子関係について(セント・ジョゼフ大学[レバノン])、ヨーロッパ司法裁判所の非EU諸国の域外影響について(ヘルシンキ大学[フィンランド])、それぞれ国際学会において報告を行った。

【教育】

第1学期に法学部・国際交流科目「日本法諸問題」(受講生数24名)及び「比較法諸問題」(受講生数22名)を担当した。

第2学期に法学部・国際交流科目「日本法諸問題」(受講生数26名)及び「比較法諸問題」(受講生数24名)、法学科「法政基礎セミナー(国際私法、受講生数9名)」、国際公共政策学科(比較国際民事訴訟法、受講生数16名)を担当した。

【管理運営】

国際教育交流センター兼任教員として所定の業務を行った。全学教育推進機構留学生専門委員会の委員として、学生相談などを行った。

【社会貢献】

なし。

【特記事項】

大阪大学、同志社大学と京都大学の助教などとともに「フランス国際私法勉強会」を組織し、毎月一回、フランス法雑誌で公表された論文やフランス裁判所の判例を、日本の国際私法に照らして、検討し、分析している。